



**AHU が企業に対する年次報告書提出制度の運用を開始  
～MOL 49/2025 に基づく新たなコンプライアンス対応が本格化～**

2026年6月

One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二

インドネシア法弁護士 Prisilia Sitompul

インドネシア法弁護士 Achmad Firmansyah

インドネシア弁護士/イングランド・ウェールズ事務弁護士 Mohammad Irham

**1. はじめに**

インドネシア法務省法務総局 (Direktorat Jenderal Administrasi Hukum Umum : AHU) は、2026年6月1日付で、有限責任会社 (Perseroan Terbatas) の年次報告書 (Laporan Tahunan) の提出手続を法務行政システム (SABH) 上で開始したことを公表しました。

本公表 (以下「AHU公表」) は、2025年に制定された法務大臣規則 2025年49号 (以下「MOL 49/2025」) により導入された年次報告書提出制度の実務運用開始を示すものとして注目されます。

MOL 49/2025 は 2025年12月に施行されていましたが、これまで実際の提出システムや運用方針は明らかになっておりませんでした<sup>1</sup>。今回の公表により、提出開始時期や今後の制裁適用スケジュールが初めて具体的に示されました形となります。



**2. AHU 公表の主な内容**

AHU 公表は主に以下の点を記載しております。

**(1). 年次報告書の提出受付を開始**

2026年6月1日より、各企業は SABH を通じて年次報告書を提出できるようになりました。

**(2). 当面は提出手数料なし**

現時点では、年次報告書の提出に関する国家非税収入 (PNBP) は課されていません。

ただし、今後新たな政府規則が制定された場合には、手数料が導入される可能性があります。

**(3). 経過措置の適用**

AHU は、30 日の有効期間を経過した会社関連の公正証書についても、当面は年次報告書提出のために利用できることを明らかにしています。

**(4). 現時点では行政制裁なし**

年次報告書未提出に対する行政制裁は、現時点では適用されないとされております。もっとも、AHU によれば、以下のような手続を行う際に、年次報告書を確認する運用が開始されるとされております。

- 取締役 (Direksi) の変更

<sup>1</sup> MOL 49/2025 の内容については、下記ニュースレターをご参照下さい。  
<https://oneasia.legal/16427>



- 監査役 (Komisaris) の変更
- 株式譲渡
- 株主名義変更

そのため、未提出の会社については、将来的に各種登記・届出手続に影響が生じる可能性があります。

#### (5). 2026年11月から行政制裁を開始予定

AHU公表においては、年次報告書提出義務違反に対する行政制裁を2026年11月から適用する予定である旨が記載されております。

ただし、制裁内容の詳細については現時点では明らかにされていません。

### 3. 実務上の影響

インドネシア会社法上、取締役は毎事業年度終了後に年次報告書を作成し、株主総会の承認を取得する義務を負っています。

もともと、従来は年次報告書を政府機関へ提出する運用が実質的に行われておらず、多くの企業にとって年次報告書は社内管理文書として取り扱われていました。

今回の制度運用開始により、年次報告書は単なる社内文書ではなく、AHUへの提出を要する法令遵守事項として位置付けられることとなります。

特に、取締役変更や株式譲渡などのコーポレートアクションを予定している企業は、自社の年次報告書作成・提出状況を早期に確認しておくことが望まれます。

### 4. 結論

今回のAHU公表は、新たな法令を制定するものではありません。しかしながら、MOL 49/2025によって導入された年次報告書提出制度が、実際の行政運用および将来的な制裁適用に向けて動き始めたことを示す重要な発表といえます。

現時点では制裁は適用されていないものの、AHUは既に一部のコーポレートアクションにおいて年次報告書の提出状況を確認する運用を開始しています。

また、外資系企業(PMA)についても適用除外は設けられておらず、インドネシア子会社を有する日本企業は対応が必要となります。

そのため、企業としては2026年11月の行政制裁開始を待つのではなく、早期に対応体制を整備し、今後公表される詳細な運用指針や制裁内容を継続的に注視することが重要となります。

#### ◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>



	<p>馬居 光二 One Asia Lawyers Indonesia Office 代表 日本法弁護士 日本国内の法律事務所において6年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018年にSingapore Management Universityに留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020年よりOne Asiaに参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。 <a href="mailto:koji.umai@oneasia.legal">koji.umai@oneasia.legal</a></p>
	<p>Prisilia Sitompul (プリシリア・シトンプル) One Asia Lawyers Indonesia Office インドネシア法弁護士 インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセラーとして6年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関連する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了(石油・ガス法)。 One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。 <a href="mailto:sitompul.prisilia@oneasia.legal">sitompul.prisilia@oneasia.legal</a></p>
	<p>Achmad Firmansyah (アフマッド・フィルマンシヤ) One Asia Lawyers Indonesia Office インドネシア弁護士として、インドネシアの法律事務所にて約6年間勤務した経験を有し、様々な訴訟問題、企業法務関連業務に携わる。専門分野は、独占禁止法、電気通信法、労働法、破産、及び知的財産法であり、訴訟関連法にも精通している。 また、数多くの外国企業のインドネシア投資案件及びインドネシアにおける外国投資企業買収案件など様々な分野における法的アドバイスにより様々な企業をサポートした経験を有する。 <a href="mailto:achmad.firmansyah@oneasia.legal">achmad.firmansyah@oneasia.legal</a></p>
	<p>Mohammad Irham One Asia Lawyers Indonesia Office 外国弁護士(インドネシア法/イングランド・ウェールズ法) M&amp;A、会社法、商事取引等の分野において、グローバル企業へのアドバイスを提供する豊富な経験を有している。インドネシア語(母国語)、日本語(JLPT N1)、英語が堪能であり、インドネシア・日本の法律・文化・ビジネスを理解したうえで、日本・インドネシアを含む複数国間の国際的取引に生じる問題の解決を得意とする。また、インハウス弁護士の経験を活かし、日本企業のビジネスを理解し、日本企業に寄り添った現実的な解決策を提供することを心掛けている。One Asia Lawyersに入所以前は、日本の大手メーカー企業のインハウス弁護士として海外におけるM&amp;A、ESG関連規則への対応、個人情報保護法への遵守、様々な国際商事取引等に関する案件を担当していた。またそれ以前はインドネシアの大手の法律事務所SSEKに所属し、インドネシア法弁護士として執務し、グローバル企業の海外投資、M&amp;A、エネルギー、鉱業、会社法、雇用法、</p>



ONE ASIA LAWYERS

---

	<p>移民法等の様々な案件に関するリーガルアドバイスを提供していた。 <a href="mailto:mohammad.irham@oneasia.legal">mohammad.irham@oneasia.legal</a></p>
--	---